

11 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の
保全及び持続可能な利用に関する「海
洋法に関する国際連合条約」の下の法
的拘束力ある国際文書の作成(国連総会
決議六九/二九二(抜粋))

採 択 二〇一五年六月一九日(国連第六九回総会)

総会は、(中略)

1 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利
用に関し、「海洋法に関する国際連合条約」の下で法的拘束力あ
る国際文書を作成することを決定し、そのために、
(a) 政府間会議を開催するに先立って、国家管轄権外区域の
海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する問題を検
討するための非公式公開特別作業部会の作業についての共同
議長による諸報告を考慮に入れて、条約の下の法的拘束力あ
る国際文書の草案の要素について総会に対して実質的な勧告
を行うための、全ての国際連合の加盟国、専門機関の構成員
及び条約締約国並びに国際連合の過去の慣行に従ってオブザ
ーバーとして招かれる他のものに開かれた準備委員会を設置
すること、そして、準備委員会はその作業を二〇一六年に開
始し、二〇一七年末までに、総会にその進捗状況について報
告することを決定する。

2 また、交渉は、二〇一一年に合意された一括合意事項におい
て特定された主題、すなわち、国家管轄権外区域の海洋生物多
様性の保全及び持続可能な利用、特に、海洋遺伝資源(利益配
分に関する問題を含む)、区域型管理手段(海洋保護区を含
む)等の措置、環境影響評価、並びに能力構築及び海洋技術の
移転を、一括かつ一体として対象とすることを決定する。

